平成２３年（フ）第４３１号
堺市堺区高須町３丁１番11号　宮坂文化201号
債務者　藤重晋二こと　藤重　普二
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
堺市堺区南旅篭町西４丁１番10号
債務者　唄　　雅憲
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
広島県庄原市板橋町121番地１
債務者　久常　睦子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２２号
広島県庄原市板橋町121番地１
債務者　上原　恭子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２４号
群馬県利根郡みなかみ町新巻3587番地１
債務者　上野　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
埼玉県熊谷市弥藤吾508番地３　サンライフＭＥＮＵＭＡ102
債務者　安谷　　満
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２３５号
神奈川県中郡大磯町月京９番５号　ハーヴェスト03―103号
債務者　川辺　美和（旧姓蓮田）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２４４号
神奈川県平塚市四之宮４丁目20番28号
債務者　滝口　朋美
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２７号
新潟県糸魚川市大字新町20番地１
債務者　朝日千恵子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１１７号
金沢市八日市１丁目268―４、住民票上の住所金沢市八日市出町952番地
債務者　田中　一征
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７４４号
名古屋市守山区長栄19番31号　アーバニア長栄Ｂ棟103号
債務者　成原富男こと　成　　富男
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４５号
名古屋市守山区市場12番16号
債務者　成原年子こと　鄭　　淑熙
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１６号
愛知県春日井市高座台２丁目２番地２　103号棟707号室
債務者　小澤　恭子（旧姓宮本・熊本）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０００号
愛知県豊明市三崎町井ノ花16番地10
債務者　曽我　里美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８号
兵庫県姫路市白浜町甲883番地市営白浜南住宅９棟603号
債務者　三ケ島政孝
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７５号
香川県高松市寺井町1101番地３　宮脇マンション102号室
債務者　古谷二三雄
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１７６号
香川県高松市寺井町1101番地３　宮脇マンション102号室
債務者　古谷　直美（旧姓髙本）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係